

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

都城市実行委員会 第1回 輸送交通専門委員会



日時：令和6年11月19日（火）午後2時00分

場所：都城市役所 北別館2階 共有会議室

つむぎ 感動 神話 となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
都城市実行委員会 第1回輸送交通専門委員会

日時：令和6年11月19日（火）午後2時～
場所：都城市役所 北別館2階 共有会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 都城市実行委員会 事務局長 挨拶
- 3 委員長 挨拶
- 4 議 事
 - (1) 報告事項

報告第1号	都城市実行委員会 輸送交通専門委員会委員の変更について	P4
報告第2号	開催準備経過	P6
報告第3号	都城市開催競技の追加及び開催予定施設の一部変更について	P8
報告第4号	第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催等の決定について	P9
報告第5号	SAGA2024国スポ・全障スポ大会の視察概要	P10
 - (2) 審議事項

【付託事項】		
議案第1号	都城市消防防災・警備基本計画（案）	P16
議案第2号	都城市消防防災・警備業務実施要項（案）	P17
【委任事項】		
議案第3号	都城市輸送交通業務実施要項（案）	P20
- 5 令和7年度策定予定の案件について P24
- 6 フリーディスカッション（駐車場利用計画とパーク&ライドの検討） 別紙
- 7 閉 会

○ 参考資料

【資料1】	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の概要	P26
【資料2】	都城市実行委員会会則	P29
【資料3】	都城市開催基本方針	P34
【資料4】	都城市実行委員会推進体制	P35
【資料5】	都城市開催推進総合計画	P36
【資料6】	都城市開催予定競技・会場	P42
【資料7】	都城市実行委員会専門委員会規程	P43

報告事項

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

都城市実行委員会 輸送交通専門委員の変更について

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会則第 13 条第 1 項及び第 4 項に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会委員及び役員等の変更があったため、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

委員長 (1 名)

機関・団体・役職名	新任者	前任者
国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 都城国道維持出張所 出張所長	藤井 理隆	笹本 晋

委員長 (1 名)

機関・団体・役職名	新任者	前任者
都城市 総務部 総務課 課長	野崎 康治	中山 博司

専門委員 (6 名)

機関・団体・役職名	新任者	前任者
九州旅客鉄道株式会社 南宮崎駅 駅長	石井 孝一	橋倉 正人
都城警察署 警備課 課長	田中 祐介	甲斐 俊史
宮崎県都城土木事務所 用地課 課長	衛藤 洋介	堀本 俊孝
都城市 総合政策部 総合政策課 課長	種子田 陽一	畑中 和行
都城市 総務部 危機管理課 課長	中石 義洋	村脇 裕二
都城市消防局 警防救急課 課長	田中 吉郎	平山 昭人

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

都城市実行委員会 輸送交通専門委員会名簿

(順不同・敬称略)

【委員長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	国・県関係	国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 都城国道維持出張所	出張所長	藤井 理隆

【副委員長】 2名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	国・県関係	都城警察署 交通課	課長	田中 利明
2	市関係	総務部 総務課	課長	野崎 康治

【委員】 13名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	通信・運輸関係	宮崎交通株式会社 都城営業所	所長	頼本 健一郎
2	通信・運輸関係	九州旅客鉄道株式会社 南宮崎駅	駅長	石井 孝一
3	通信・運輸関係	一般社団法人 宮崎県タクシー協会 都城支部	支部長	奥津 貞一郎
4	通信・運輸関係	一般社団法人 宮崎県トラック協会 都城支部	支部長	草水 裕之
5	通信・運輸関係	西日本高速道路株式会社 九州支社 宮崎高速道路事務所	副所長	福島 博文
6	警備・消防関係	都城地区交通安全協会	事務局長	木田 晃洋
7	警備・消防関係	都城地区地域安全協会	事務局長	甚野 直美
8	国・県関係	都城警察署 警備課	課長	田中 祐介
9	国・県関係	宮崎県都城土木事務所 用地課	課長	衛藤 洋介
10	市関係	総合政策部 総合政策課	課長	種子田 陽一
11	市関係	総務部 危機管理課	課長	中石 義洋
12	市関係	土木部 維持管理課	課長	岸良 創一
13	市関係	消防局 警防救急課	課長	田中 吉郎

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

開催準備経過

※ は市関係分

年度	月	内 容
平成26年度	2	(公財)宮崎県体育協会が、宮崎県、宮崎県議会及び宮崎県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
		宮崎県知事が、宮崎県議会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
	3	宮崎県議会が、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
平成27年度	4	宮崎県知事が、文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
		宮崎県知事が、(公財)日本体育協会に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、(公財)日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
	7	(公財)日本体育協会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解(宮崎県開催が内々定)
平成29年度	10	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会の設立
		宮崎県準備委員会において開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成30年度	1	「正式競技」会場地市町村第2次選定：バレーボール(少年男子)、ソフトテニス(成年男女)
令和元年度	7	「正式競技」会場地市町村第4次選定：バスケットボール(成年男女)
		宮崎県準備委員会が名称を「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
令和2年度	4	都城市総合政策部内に「国民スポーツ大会準備室」設置
	7	「正式競技」会場地市町村第7次選定：総合開会式・閉会式、陸上競技(全種別)
		「公開競技」会場地市町村第1次選定：バウンドテニス(全種別)
	9	第1回庁内推進会議開催
		(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び鹿児島県の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定
		第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会を令和9年に1年延期することが決定
	10	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年(2027年)に変更され、開催申請書提出順序了解県(内々定県)として再決定
中央競技団体正規視察「ソフトテニス」		
中央競技団体正規視察「バレーボール」		
1	第2回庁内推進会議開催	

令和2年度	2	「公開競技」会場地市町村第2次選定：ゲートボール(全種別)
		「デモンストレーションスポーツ」会場地市町村第1次選定：パークゴルフ
		「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第1次選定：陸上競技(身体・知的)
令和3年度	6	第3回庁内推進会議開催
	7	「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第2次選定：開・閉会式、ボッチャ(身体)、バレーボール(身体)
	10	中央競技団体正規視察「陸上競技」
	1	第4回庁内推進会議開催
令和4年度	4	都城市総合政策部内の「国民スポーツ大会準備室」を「国スポ・障スポ準備課」に昇格
	5	第5回庁内推進会議開催
		都城市準備委員会 設立総会・第1回総会を開催
	6	文部科学省及び日本スポーツ協会に「第81回国民スポーツ大会開催申請書」を提出
	7	日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の宮崎県開催が内定(国スポ内定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が合わせて内定)
	1	第6回庁内推進会議開催
	2	都城市準備委員会 第1回常任委員会開催(書面開催)
令和5年度	5	第7回庁内推進会議開催
	6	都城市準備委員会 第2回総会を開催
	11	都城市準備委員会 第1回総務企画専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回競技式典専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回宿泊衛生専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回輸送交通専門委員会を開催
	1	第8回庁内推進会議開催
		中央競技団体正規視察「バスケットボール」
	2	「デモンストレーションスポーツ」選定：U12バスケットボール
		都城市準備委員会 第2回常任委員会開催(書面開催)
令和6年度	4	総合政策部内の「国スポ・障スポ準備課」を「国スポ・障スポ推進課」に名称変更
		第9回庁内推進会議開催
	5	日本スポーツ協会、スポーツ庁による総合視察
	7	日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の宮崎県開催が決定(国スポ決定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が合わせて決定)
	9	都城市準備委員会 第3回総会・実行委員会 第1回総会開催(書面開催)

第81回国民スポーツ大会都城市開催競技の追加及び

開催予定施設の一部変更について

1 開催競技の追加について

令和6年2月5日開催の宮崎県準備委員会第13回常任委員会において、デモンストラーションスポーツ実施競技の追加が決定されたので、次のとおり報告します。

【本市関係分】

競技名	主管団体名	開催予定施設
U12バスケットボール	都城バスケットボール協会	高城運動公園総合体育館

2 開催予定施設の変更について

令和6年2月5日開催の宮崎県準備委員会第13回常任委員会において、正式競技開催予定施設の一部変更が決定されたので、次のとおり報告します。

【本市関係分】

競技名 (種別)	開催予定施設		変更理由
	変更前	変更後	
バスケットボール (成年女子)	早水公園体育文化センター 高崎総合公園総合体育館 高城運動公園総合体育館	早水公園体育文化センター 高崎総合公園総合体育館	高崎総合体育館・高城総合体育館いずれかの使用で必要コート数の確保が可能であることから、準決勝・決勝会場となる早水公園体育文化センターと同じ木製床である高崎総合体育館のみを会場とするもの。

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の

開催等の決定について

1 第81回国民スポーツ大会（日本のひなた宮崎 国スポ）

令和6年7月17日開催の（公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、第81回国民スポーツ大会の宮崎県開催及び会期が正式に決定されたことから、次のとおり報告します。

- (1) 令和9年の第81回国民スポーツ大会は、「宮崎県」で開催
- (2) 会期は、令和9年9月26日（日）～10月6日（水）までの11日間

※ 各競技会の開催日程については、（公財）日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会で審議・決定される予定（本年12月頃）

2 第26回全国障害者スポーツ大会（日本のひなた宮崎 障スポ）

第81回国民スポーツ大会の宮崎県開催が正式に決定されたことに伴い、第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が決定されたことから、次のとおり報告します。

- (1) 令和9年の第26回全国障害者スポーツ大会は、「宮崎県」で開催
- (2) 会期は、未定です。※3日間



SAGA 2024 国スポ 全障スポ

新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。

国 スポ 本会期 令和 6 年10月 5 日(土)～ 15日(火)

全障スポ 本会期 令和 6 年10月26日(土)～ 28日(月)



総合開会式10月5日(土)

SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム《佐賀市》

**陸上競技(全種別)**10月11日(金)～15日(火)

SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム《佐賀市》

バレーボール(少年男子)10月6日(日)～9日(水)

吉野ヶ里町文化体育館《吉野ヶ里町》、みやき町中原体育館《みやき町》

ソフトテニス(成年男子・女子)9月21日(土)～22日(日) ※会期前

松浦河畔公園庭球場《唐津市》、唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート《唐津市》

バスケットボール(成年男子・女子)10月10日(木)～14日(月)

唐津市文化体育館《唐津市》、唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館《唐津市》

唐津市鎮西スポーツセンター体育館《唐津市》、唐津工業高等学校体育館《唐津市》

閉会式10月15日(火)

SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ《佐賀市》

開会式10月26日(土)

SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム《佐賀市》

**陸上競技(身・知)**10月26日(土)～28日(月)

SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム《佐賀市》

バレーボール(身体)10月26日(土)～27日(日)

SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ《佐賀市》

ボッチャ(身体)10月26日(土)～27日(日)

U-Spo(嬉野市中央体育館)《嬉野市》

閉会式10月28日(月)

SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ《佐賀市》

① 総合開・閉会式

- ・ 総合開会式に天皇皇后両陛下、閉会式に秋篠宮佳子様がご出席。
- ・ これまでよりも簡略化が図られ、閉会式はSAGAアリーナで開催された。



総合開会式



会場モニュメント



閉会式

② 医事・衛生

- ・ 医師会や看護師会に依頼し、競技会場に医療関係者を配置。
- ・ 競技によって、看護師のみの会場もあった。



救護室



看護師(常駐)



アンチドーピング広報(薬剤師会)

③ 競技運営

- ・ 競技会の運営は、県競技団体が中心となり実施されていた。
- ・ 会場周辺の案内所や駐車場などに多数の市職員が配置されていた。



陸上競技



バレーボール



ソフトテニス



バスケットボール



競技会場案内所



臨時駐車場

④ 仮設施設

- ・ 既存施設で不足する設備等については、仮設で対応されていた。
- ・ 仮設物の規模が大きく、早い段階での配置計画が必要となる。



観客席・照明 (ソトテニス)



仮設トイレ



仮設スタンド(バレー)

⑤ 輸送交通

- ・ 佐賀市は、公共交通機関の利用を推奨し、駐車場を設けなかった。
- ・ 唐津市は、各競技会場と駅等を結ぶシャトルバスが運行されていた。



案内表示



ラッピングバス



シャトルバス

⑥ おもてなし

- ・ 佐賀県を訪れた選手や監督、観覧者を迎える歓迎装飾がたくさん施されていた。
- ・ また、地元が一体となって様々なおもてなしを行っていた。



佐賀駅



総合案内所(唐津駅内)



唐津市役所



炬火



学校応援のぼり旗



ふるまいドリンク

輸送交通専門委員会関連



【輸送交通】



シャトルバス(競技会場)



計画輸送バス(競技会場)



臨時駐車場(調整池)



佐賀駅(開会式後)



西唐津駅(無人)



西唐津駅(タブレット)



自動運転バス(無料走行)



自動運転バス(車内)



シェアサイクル(競技会場)

【消防防災・警備】



シェアサイクル(QRコード)



消防関係控所(競技会場)



車両待機(競技会場)



会場設営(危険物)



会場設営(危険物)



入場口(AD・手荷物検査)

審議事項

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市消防防災・警備基本計画（案）

1 目的

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下「大会」という。）における消防防災・警備については、競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、県の「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ警備・消防防災基本方針」、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ警備・消防・防災基本計画」及び「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市開催推進総合計画」に基づき、消防、警察及びその他関係機関（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 消防防災対策

- ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害等の発生時における情報伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する諸対策を講じる。
- イ 大会期間中の火災、その他の災害の防止及び災害の発生時の被害の軽減を図るため、関係機関等と連携し、防火・防災意識の高揚を図る。

(2) 警備対策

- ア 競技会場等における事件、事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。
- イ 大会期間中には、犯罪防止対策等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

- 大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

(4) 関係機関等との連絡調整

- 消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、連絡体制を確立する。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市消防防災・警備業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市消防防災・警備基本計画」に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、大会準備期間中及び大会会期中、市実行委員会が必要と認める期間とする。

3 実施場所

消防防災業務及び警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）およびその他必要とされる場所とする。

4 実施体制

（1）大会準備期間中

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、消防、警察及びその他関係機関（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

（2）大会会期中

実行委員会実施本部内に設置する消防警備部が実施主体となり、必要に応じて、競技会場等に消防警備班を設置する。

5 消防防災業務

（1）基本事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
- イ 都城市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

（2）実施内容

ア 大会準備期間中

- （ア）競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。
- （イ）競技会場等における消防防災設備、水利等の点検整備に関すること。
- （ウ）消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

- (エ) 防火防災意識の向上と啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 競技会場等での避難訓練に関する事。
- (カ) 競技会場等の実地踏査に関する事。
- (キ) 関係機関等との通信連絡体制の確立に関する事。
- (ク) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会会期中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 競技会場等における救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関等と調整し実施する。

6 警備業務

(1) 基本事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会準備期間中

- (ア) 競技会場等における自主警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 通信体制の確立に関する事。
- (エ) 施設及び構造物の安全対策の推進に関する事。
- (オ) 警備員の人員確保、事前教育及び訓練に関する事。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会会期中

- (ア) 競技会場等における雑踏事故及びその他事件・事故の防止に関する事。
- (イ) 通信手段の確保及び運用に関する事。
- (ウ) 競技会場等における交通誘導警備に関する事。
- (エ) 大会参加者等の競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 入退場者管理に関する事。
- (キ) 迷子及び遺失物への対応に関する事。
- (ク) 不審者及び不審物の発見と適切な対応に関する事。

- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (サ) その他必要な警備業務に関すること。

7 大規模災害・突発重大事案対策業務

大規模災害及び突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図りながら対応する。

8 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における消防防災・警備については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務の実施について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市輸送交通業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市輸送・交通基本計画」に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、市実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に支障が生じる場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

市実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

市実行委員会は、参加人数、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

市実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

市実行委員会は、広域配宿によって都城市以外に所在するホテル等を宿舎として利用する選手・監督、役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

市実行委員会は、同一競技が都城市と都城市以外の会場地で行われる場合、関係会場地市町実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

市実行委員会は、一般観覧者を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

市実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

市実行委員会は、県実行委員会と協議の上、選手・監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

市実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上バス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

市実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

市実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

市実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺、駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

市実行委員会は、輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

市実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 民間駐車場への迷惑駐車防止

市実行委員会は、競技会場周辺等の民間駐車場への迷惑駐車を防止するため、民間施設所有者等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

カ 指定駐車場の確保及び開設

市実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

キ 指定駐車場の管理及び運営

市実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

ク 駐車許可証の交付

市実行委員会は、特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営に努める。

ケ 交通環境整備

市実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して、公共交通機関の利用の促進及び自家用車で
の来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車
の防止、民間駐車場への迷惑駐車防止、自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

コ 道路機能の保全

市実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など、必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

令和7年度策定予定の案件について

1 競技別リハーサル大会輸送計画

競技別リハーサル大会の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市輸送交通業務実施要項」に基づき、競技会ごとの輸送計画を作成する。

基本的には、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者の輸送は原則行わず、既存の公共交通機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、本大会に向けた検証が必要な競技については計画輸送を行う。

2 競技別リハーサル大会消防防災・警備計画

競技別リハーサル大会の開催に際し、消防防災・警備業務を円滑に行うため、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市消防防災・警備業務実施要項」に基づき、消防防災・警備計画を作成する。

消防防火業務については、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会及び実施本部が主体となり実施することとし、必要に応じて都城市消防局へ協力を依頼する。

警備業務については、警備の必要な競技会場等における交通誘導警備や夜間警備、会場警備を実施する。

參考資料

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会(国民体育大会)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的として行われます。大会は、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、障がい者が競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県及び市町村に、その他の関係団体を加えたものとなります。

3 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

○開催時期：9月26日(日)～10月6日(水)

○開催期間：11日間

【全国障害者スポーツ大会】

○開催時期：10月○日(○)～10月○日(○)

○開催期間：3日間

4 大会名称、マスコットキャラクター、愛称、スローガン

○国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会(佐賀県)以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ(こくすぽ)となります。

○マスコットキャラクター 『みやざき犬』



○愛称

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

○スローガン

つむ
紡ぐ感動 神話となれ

5 実施予定競技

国民スポーツ大会

(1) 正式競技(37 競技)

① 毎年実施競技(36 競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

② 隔年実施競技(2 競技のうち 1 競技を実施)

ボクシング、クレール射撃のうち宮崎大会ではボクシングを実施

(2) 特別競技(1 競技)

高等学校野球(硬式及び軟式)

(3) 公開競技(7 競技)

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

(4) デモンストレーションスポーツ

地方スポーツの推進、国民の健康増進、体力向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から実施することができる競技

□ 全国障害者スポーツ大会

(1) 正式競技(14 競技)

陸上競技 (身体・知的)	水泳 (身体・知的)	アーチェリー (知的)
卓球 (身体・知的・精神)	フライングディスク (身体・知的)	ボウリング (知的)
ボッチャ (身体)	バスケットボール (知的)	車いすバスケットボール (身体)
ソフトボール (知的)	グランドソフトボール (知的)	フットソフトボール (知的)
バレーボール (身体・知的・精神)	サッカー (知的)	

(2) オープン競技

競技規則に定められていない競技・種目で、広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、主催者間で協議の上、実施することができる競技

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施するプログラム

7 参加人数

(県全体：延べ人数)

	国民スポーツ大会 (R 5 鹿児島特別国体実績)	全国障害者スポーツ大会 (R 5 鹿児島特別大会実績)
選手・監督数	85,462 人	22,745 人
大会関係者	119,511 人	39,668 人
観覧者数	443,203 人	22,096 人
合計	648,176 人	84,509 人

◎ 過去大会実績を参考にすると、都城市には延べ約 190,000 人が来場する見込み。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、都城市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 都城市を代表する者
- (2) 都城市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、都城市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年9月17日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」と読み替え、「都城市準備委員会」とあるものは、「都城市実行委員会」と読み替える。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催基本方針

1 基本方針

スポーツは、「する」、「みる」、「ささえる」という様々な形で、人々に「楽しさ」や「喜び」を感じさせ、また、人と人との交流及び地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下、「両大会」という。）の開催に当たっては、本市の地の利及び地域資源を最大限に活用し、市民と行政が協働し、本市特有の魅力を全国に発信する大会を目指します。

また、両大会は、本市が目指す「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、市民・関係団体・行政などが相互に連携を深め、都城の総力を結集する大会として開催します。

2 実施目標

(1) オール都城でつくり・はぐくみ・自ら参加する大会

市民が、大会に「参加（する）」、「応援（みる）」、「絆（ささえる）」など、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、様々な関わりを持つことで、開催機運を盛り上げる市民総参加型の大会を目指します。

(2) おもてなしの心で都城の魅力を全国に発信する大会

「島津発祥の地」としての歴史や「日本一の肉と焼酎」など、本市が誇る地域資源を全国に発信するとともに、来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市特有の魅力に触れていただき、再度、本市を訪れたいと感じていただけるような大会を目指します。

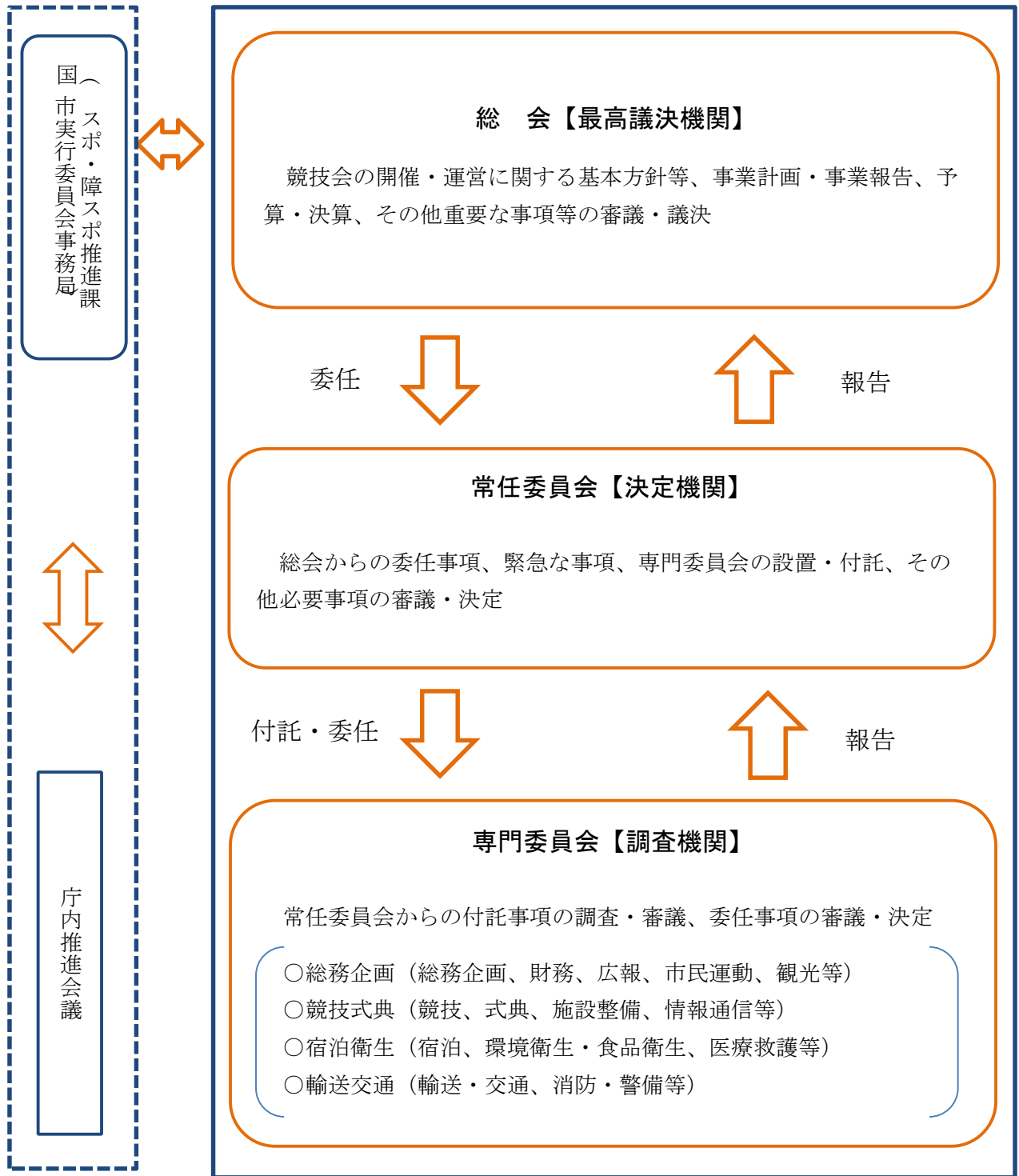
(3) 都城が誇る拠点施設を十分に活かした創意工夫のある大会

開催準備、大会運営に当たっては、拠点施設や競技用具等の有効活用に努め、効率化を図りつつも、市民及び関係団体と創意工夫を凝らし、本市の特色が十分に活かされた大会を目指します。

(4) 地域スポーツの活性化と子どもたちが都城を誇りに思える大会

大会開催を契機とし、地域における健康づくりや生きがいづくりなど、本市におけるスポーツの推進を一層図り、また、子どもたちが、大会を通じてスポーツに親しみを持つとともに、都城を誇りに思えるような大会を目指します。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会推進体制



[国民スポーツ大会開催基準要項 第25項]
開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて設置する。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催推進総合計画

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、都城の総力を結集し、オール都城で来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市が目指す「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、都城市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、両大会を一過性のものとせず、その開催を通じて市民が都城に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、デジタル技術を積極的に活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、参加した選手をはじめ、両大会に関わった人々を通じて都城の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、両大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(5) 観光・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、自然、歴史、文化、食など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、また、デジタル技術を積極的に活用しつつ、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、両大会開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、両大会に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全・安心かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、デジタル技術を積極的に活用し、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

年度 西暦年 開催県	令和4年度 2022年 開催5年前 栃木県	令和5年度 2023年 開催4年前 鹿児島県	令和6年度 2024年 開催3年前 佐賀県
主要行事	① 大会開催内定 ② 準備委員会設立		③ 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察 ④ 大会開催・会期決定 ⑤ 実行委員会へ改組
準備組織	① 準備委員会設立総会 準備委員会総会開催 ② 常任委員会開催 ③ 総務企画専門委員会設置準備 競技式典専門委員会設置準備 宿泊衛生専門委員会設置準備 輸送交通専門委員会設置準備 ④ 庁内推進会議開催	⑤ 準備委員会総会開催 ⑥ 総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催	⑦ 実行委員会総会開催 ⑧ 実施本部設置・開催
総務企画専門委員会	① 県準備委員会との連絡調整 ② 開催推進総合計画策定・進行管理		⑤ 県実行委員会との連絡調整
	1 総務企画 2 財務企画	③ 企業協賛取扱要項策定 ④ 大会経費調査検討	⑥ 企業協賛の推進 ⑦ リハ大会経費検討
	3 広報	② 広報基本計画策定 ③ 広報啓発活動の推進 ④ 準備委員会ホームページ開設	
	4 市民運動	① 市民運動基本計画策定 ② ボランティア募集要項策定 ③ ボランティア募集等の検討	④ 市民運動の推進 ⑤ ボランティア募集・研修会開催
	5 観光・接伴		① 観光・接伴基本計画策定

都城市開催推進総合計画【年度別業務】

令和7年度 2025年 開催2年前 滋賀県	令和8年度 2026年 開催1年前 青森県	令和9年度 2027年 開催年 宮崎県		
⑥ (仮称)国スポ推進局設置	⑦ リハーサル大会開催	⑧ 第81回国民スポーツ大会開催 ⑨ 第26回全国障害者スポーツ大会開催	実行委員会解散	
⑨ 実行委員会総会開催	⑪ 実行委員会総会開催	⑬ 実行委員会総会開催		
⑩ リハ大会実施本部運営マニュアル作成	⑫ 大会実施本部運営マニュアル作成			
⑧ 運営ガイドライン策定				
⑨ リハ大会予算編成	⑬ リハ大会予算執行・決算 ⑭ 大会経費予算編成	⑯ 大会予算執行・決算		
⑩ 識別用品整備要項策定	⑮ リハ大会識別用品整備	⑲ 大会識別用品整備		
⑪ 遺失物・拾得物取扱要項策定	⑯ リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施	⑳ 大会での遺失物・拾得物取扱実施		
⑫ 保険加入要項策定	⑰ リハ大会保険加入	㉑ 大会保険加入		
⑤ 大会報告書編成方針検討	⑥ 大会報告書編成方針決定	⑦ 大会報告書策定		大会決算書
⑥ リハ大会ボランティア業務計画策定	⑦ 大会ボランティア業務計画策定 ⑧ リハ大会ボランティア配置	⑨ 大会ボランティア配置		
② 歓迎装飾・接伴実施要項策定 ③ 案内所、休憩所等設置運営要項策定 ④ 売店設置運営要項策定	⑤ 歓迎装飾・ガイドブック作成等の検討 ⑥ リハ大会案内所、リハ大会休憩所等設置 ⑦ リハ大会売店配置	⑧ 歓迎装飾・ガイドブック作成等の実施 ⑨ 大会案内所、大会休憩所等設置 ⑩ 大会売店配置		

第81回国民スポーツ大会開催・第26回全国障害者スポーツ大会開催

年度 西暦年 逆開催県	令和4年度 2022年 開催5年前 栃木県	令和5年度 2023年 開催4年前 鹿児島県	令和6年度 2024年 開催3年前 佐賀県
競技式典専門委員会	6 競技	① 競技運営基本計画策定 ② 競技用具整備計画検討・策定 ③ 競技役員等編成案の検討・策定 ④ リハ大会実施検討 ⑤ デモンストレーションスポーツ開催競技選定	⑥ 競技用具整備の推進 ⑦ 競技会係員・補助員編成計画策定 ⑧ リハ大会開催基本計画策定
	7 式典		① 式典基本計画策定
	8 施設	① 施設整備基本計画策定	② 施設整備の推進・点検
宿泊・衛生専門委員会	9 宿泊	① 宿泊基本計画策定 ② 第一次仮配宿	③ 大会弁当調達要項策定
	10. 医事・衛生	① 医事・衛生基本計画策定	② 医療救護要項策定 ③ 防疫対策要項策定 ④ 防疫対策実施要領策定 ⑤ 食品衛生対策要項策定 ⑥ 環境衛生対策要項策定
輸送交通専門委員会	11. 輸送交通	① 輸送交通基本計画策定 ② 駐車場等調査・確保	③ 輸送交通業務実施要項策定
	12. 消防・警備		① 消防防災・警備基本計画策定 ② 消防防災・警備業務実施要項策定

都城市開催推進総合計画【年度別業務】

令和7年度 2025年 開催2年前 滋賀県	令和8年度 2026年 開催1年前 青森県	令和9年度 2027年 開催年 宮崎県	第81回国民スポーツ大会開催・第26回全国障害者スポーツ大会開催
⑨ 競技運営実施計画策定	⑬ 競技別実施要項策定	⑲ 競技別プログラム作成・配布	
	⑭ 競技役員等編成決定	⑳ 競技役員等の編成・委嘱	
	⑮ 競技会係員・補助員編成決定・養成	㉑ 競技会係員・補助員の編成・委嘱	
⑩ 競技別リハ大会実施要項策定	⑯ 競技別リハ大会プログラム作成・配布		
⑪ デモスポ実施要項検討	⑰ デモスポ実施要項策定	㉒ デモスポ開催	
⑫ 情報通信基本計画策定	⑱ 情報通信業務実施要領策定	㉓ 臨時通信施設架設設置	
	③ 式典実施要項策定	⑤ 各競技会 開始式・表彰式の実施	
② 炬火イベント検討	④ 炬火イベント実施計画・要項策定	⑥ 炬火イベント実施	
④ リハ大会宿泊実施要項策定	⑥ 大会宿泊実施要項策定(県)	⑨ 宿泊本部設置	
⑤ 第二次仮配宿	⑦ 第三次仮配宿	⑩ 大会配宿実施	
	⑧ リハ大会弁当調達実施	⑪ 大会弁当調達実施	
⑦ 医療救護実施要領策定	⑪ 救護所設置計画策定	⑬ 救護本部・救護所設置	
⑧ リハ大会救護所設置計画策定	⑫ リハ大会救護所設置		
	⑬ 防疫対策の推進		
⑨ 食品衛生対策実施要領策定	⑭ 食品衛生対策の推進		
⑩ 環境衛生対策実施要領策定	⑮ 環境衛生対策の推進		
	⑤ 輸送計画策定	⑧ 輸送本部設置	
④ リハ大会輸送計画策定	⑥ リハ大会計画輸送実施		
	⑦ 車両誘導計画策定		
	④ 消防防災・警備計画策定	⑥ 消防警備本部設置	
③ リハ大会消防警備計画策定	⑤ リハ大会消防警備本部設置		

都城市開催予定競技等及び開催予定施設

□ 国民スポーツ大会

[令和6年7月2日時点]

競技(種目)・内容		種別	開催予定施設
総合開・閉会式		—	宮崎県山之口陸上競技場
正式競技	陸上競技	全種別	宮崎県山之口陸上競技場
	バレーボール 6人制	少年男子	早水公園体育文化センター
	バスケットボール	成年男子	早水公園体育文化センター
		成年女子	高崎総合公園総合体育館
ソフトテニス	成年男子 成年女子	都城運動公園庭球場	
公開競技	バウンドテニス	全種別	早水公園体育文化センター
	ゲートボール	全種別	都城運動公園陸上競技場
デモスポ ※1	パークゴルフ	—	かかしの里パークゴルフ場 高崎パークゴルフ場
	U12 バスケットボール	—	高城運動公園総合体育館

※1 デモスポ・・・デモンストレーションスポーツの略

□ 全国障害者スポーツ大会

[令和6年7月2日時点]

競技(種目)・内容		種別	開催予定施設
開・閉会式		—	宮崎県山之口陸上競技場
正式競技	陸上競技	身体・知的	宮崎県山之口陸上競技場
	バレーボール	身体	早水公園体育文化センター
	ボッチャ	身体	早水公園体育文化センター

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
都城市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会則（令和4年5月23日施行）第13条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月28日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること 2 開催推進総合計画に関すること。 3 広報及び市民運動に関すること。 4 観光及び接伴に関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 競技会場に関すること。 4 その他競技運営式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

新
城

